

平成29年度第1回鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会  
会議録

1 日 時 平成29年9月4日(月) 午前10時から11時まで

2 場 所 総合福祉保健センター4階 会議室

3 出席者

(1) 出席委員(敬称省略)

本間 久夫、加藤 寛市、浅岡 正人、根本 嘉生、横田 淳男、豊田 朋二、  
望月 忠(鎌ケ谷市健康福祉部長)、宗川 洋一(鎌ケ谷市都市建設部長)、  
山崎 正史(鎌ケ谷市生涯学習部長)、竹内 春美

また、鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規則(以下「規則」とする。)第6条に基づき、相原 裕二鎌ケ谷警察署生活安全課長が出席した。

(2) 欠席委員(敬称省略)

北尾 法之、大久保 信吉、鈴木 裕浩、後関 俊一

(3) 事務局

小松崎安全対策課課長、小池安全対策課防犯係長、熱海安全対策課主事、  
三木安全対策課主事

4 傍聴者 0人

5 議題等

(1) 議題

- ア 会議の公開について
- イ 会議録の作成について
- ウ 会議録署名委員の選出について

(2) 報告事項

防犯カメラ設置に係る補助事業・ドライブレコーダー設置事業の実施について

6 会議の概要

(1) 議題

鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会は、委員の過半数以上が出席し、会議が成立したので以下のとおり会議を行った。

ア 会議の公開について

規則第5条の規定により会長が会議の議長となり、議事を進めた。

会議の公開については、これまでと同様「鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」のとおり、原則公開となることを説明したところ、全員一致で公開に決定した。また、傍聴を認める定員については、会議室の都合もあるため、先着順で原則5名とすることに決定したが、当日傍聴希望者は無かった。

イ 会議録の作成について

会議録は、これまでと同様、要点筆記方式とし、「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」第7のとおり、会議の名称、日時、場所などを記載するものとした。

ウ 会議録署名委員の選出について

会議録署名委員の選出については、会長を除いて、会議ごとに2名ずつ選出することとし、本日の会議においては、豊田委員及び望月委員に決定した。

(2) 報告事項

防犯カメラ設置に係る補助事業・ドライブレコーダー設置事業の実施について事務局より、資料5「防犯カメラ設置に係る補助事業・ドライブレコーダー設置事業の実施について」を基に概要を報告した。

(3) 質疑応答

根本委員より

質問1 防犯カメラの画像データは市が管理するという説明であったが、資料2の設置及び運用基準ではそのあたりが明確に記載されていないのではないか。

⇒事務局 鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に関する防犯カメラの設置及び運用基準（以下「基準」という。）第5条第2項の中で、画像及び画像データの管理及び第三者への提供等は市が行うものとするとして記載している。また、画像データは鍵をかけて保存することとし、もし鍵が壊されてSDカードなどの記録媒体が盗まれても、それ自体にパスワードを設定するなどし、取扱者以外のものが見られないようになっている。

質問2 保存期間は何日間か、ある程度の期間記録するようになっているのか。

⇒事務局 7日間と考えている。現在運用している17台の防犯カメラのデータの保存期間が7日間なので、同様にする予定である。

加藤委員より

質問3 事前協議後の手続きについては詳しく載っているが、事前協議の後、変更があった場合に、そのあとのことがうやむやではないか。新規に協議することにしたほうがすっきりするのではないか。

⇒事務局 鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に示す通り、防犯活動の継続や地元住民の同意、警察との協議等事前協議をする段階で要件がそろっていれば、ほぼ、その後に変更することはないと考えているが、万が一を想定して第7条第3項の規定を設けている。

質問4 第7条第3項があることにより、事前協議終了後の再協議の手続きの経緯、手続き面が無いようにも読めるのではないかと。

⇒事務局 了解した。法規担当と再度、表現の仕方について確認する。

質問5 事前に送付された要綱案などでは、様式と本文との間に齟齬があったよ

うだが、そのあたりはどうなっているか。

⇒事務局 そういふ部分について、若干変更があつたので現在は大丈夫である。

質問6 防犯カメラの運用基準の案について、別表の第4条関係の下から4段目を説明してほしい。

⇒事務局 現在、市で設置している防犯カメラはネットワーク方式といい、サーバーに常時データが送られている形になっているが、今回想定しているカメラはスタンドアローン方式といい、カメラ自体に録画されるものとなっている。

通常、防犯カメラは高所に取り付けられているので、そこに毎回データが欲しいと行って取りに行くことはできないため、下から無線を使ってパソコンにデータを受け取れるようになっている。

さらに、登って壊され盗まれたとしても、SDカードなどの記録媒体にはパスワードが掛けられており、基本的にはプライバシーが侵害される、他人に録画されたものが見られないような仕掛けを設定している。

質問7 次の段も説明してもらえるか。

⇒事務局 これは専門用語で、下から3行目のWPA2-PSKというのは無線LANの信号を、第三者に傍受されないように暗号化する規格のことである。

次のSSIDステルス機能というのは、無線LAN上のアクセスポイントの名称であるSSIDを隠すことによって、そのSSIDを知っている者だけが、そこにアクセスできるといった機能である。

MACアドレスフィルタリング機能というのは、事前に登録しておいた機器のみがアクセス可能で、ほかから無線LANを使えるパソコンを持ってきても、そこにアクセスできないというようなセキュリティをかける機能である。

簡単な表現となるが、以上のようなものを仕様とさせてもらった。

質問8 ドライブレコーダーについて、撮った後の使用がだいぶ限定されているが、運用基準の中に災害その他の事由により緊急かつやむを得ないと認められるときとあり、映像というのは市民に与えるインパクトが強いので、防災関係で使える画像は市民に見せる方向で検討してもらえないか。

⇒事務局 ドライブレコーダーの運用については、常時撮られている動く防犯カメラとも呼ばれているので、今回の設置にあたっては市の情報公開の審議会にかけており、その中でも十分に防犯カメラの画像データについては、しっかりとしたセキュリティを掛けて管理するようにとの指示をもらっている。その点を十分注意しながら委員のいうようにしていきたいと考えている。

## 7 配布資料

- (1) 資料1「鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱」
- (2) 資料2「鎌ヶ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に関する防犯カメラの設置及び運用基準」
- (3) 資料3「鎌ヶ谷市青色回転灯付防犯パトロール車ドライブレコーダー管理運用基準」
- (4) 資料4「鎌ヶ谷市青色回転灯付防犯パトロール車貸出基準」
- (5) 資料5「防犯カメラ設置に係る補助事業・ドライブレコーダー設置事業の実施について」
- (6) 資料6「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿」
- (7) 資料7「座席表」

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成29年9月22日

署名人 豊田 朋二 \_\_\_\_\_

署名人 望月 忠 \_\_\_\_\_